

【情報無料提供】

「熱中症対策義務化と企業の対策」

(一社)名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長
作業環境測定士 杉山正義

年5月28日(水)午後1時半
午後4時 イーブルなごや
ネット視聴の受付は継続
※説明会終了後もインターネット視聴の受付は継続

(2)情報無料提供

令和7年6月・7月号名
北協会機関誌「Meihoku」
に連記事を掲載。
同内容をホームページに掲

令和7年6月・7月号名
北協会機関誌「Meihoku」
に連記事を掲載。

ンターネット視聴)令和7
(3)無料相談(随時)
談センター「企業の労働1
10番」で相談が可能。
労働基準協会共通無料相
談セントラル「企業の労働1
10番」で相談が可能。

(4)DVD無料貸出(随時)
労働基準協会会員企業に
限り、熱中症防止対策のDV
Dを無料貸出します。

(5)熱中症予防管理者研修の
実施(有料)

熱中症を理解し予防対策
を学ぶ、管理者・職長等を
対象とした通達教育(約4
時間)。実施:名古屋労働基
準協会及び名古屋南労働基
準協会

(6)ネット研修(随時・有料)
現場管理者・作業従事者
向けインターネット研修の
実施。受講人数によらず費
用は22,000円(税込)

令和7年4月15日に「労
働安全衛生規則の一部を改
正する省令」(令和7年4
月15日厚生労働省令第57
号)が公布され、熱中症対
策を事業者に義務付けるこ
ととなり、施行が令和7年
6月1日と近づいています。
もあり、改正に係るお問合
せが多くなっています。

従いまして、今月号及び
次号の2回にわたり熱中症
対策義務化、作業環境の整
備等につきまして解説いた
しました。

◇
近年の地球温暖化を背景
に夏季の気温の上昇、梅雨
時期は湿度が高くなる等の
ため、6月からも真夏と同
様な熱中症対策が必要とな
るために早期の対応が望ま
れます。

なお、改正の趣旨として
は、熱中症の重篤化による
死亡災害を防止するため、
死傷者数1106人、うち

熱中症のおそれがある作業
者を早期に見つけ、その状
況に応じ、迅速かつ適切に
対処することが可能となる
よう、事業者に対し、
◎早期発見のための体制整
備

◎重篤化を防止するための
措置の実施手順の作成

◎関係作業者への周知
を義務付けることであり、
対象となるのは、

「WBGT28度以上又は
気温31度以上の環境下で連
続1時間以上又は1日4時
間を超えて実施」が見込ま
れる作業

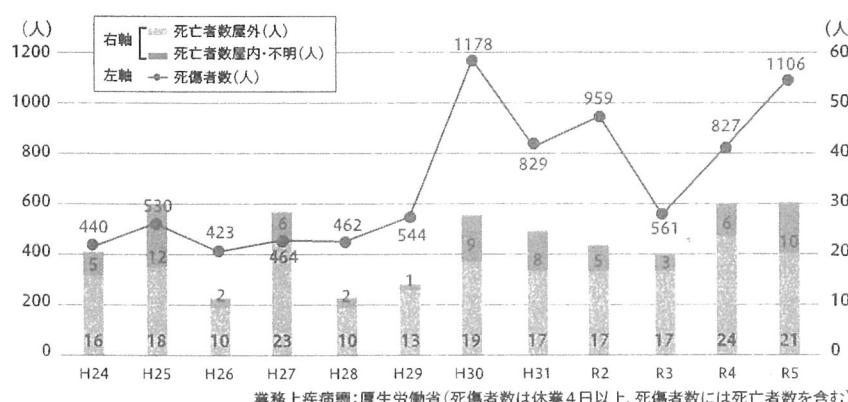
となります。

これらの対応を怠ると
「6カ月以下の懲役または
50万円以下の罰金」が適用
されます。

愛知県下各労働基
準協会では「熱中症
対策義務化対応総合
支援事業」として、
次の支援を実施して
います。

(1)「熱中症対策義務
化緊急無料説明会」
開催(会場参加・イ

(別掲)職場における熱中症の災害発生状況(厚生労働省発行「職場における
熱中症対策の強化について」より)



業務上疾病調査:厚生労働省(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死者数を含む)



※本誌10ページ「行政の焦
点」も併せてご覧ください。
1. 厚生労働省「職
場における熱中症
対策の強化につ
いて」リーフレット
2. 愛知県下各労
働基準協会「熱中
症対策義務化対
応総合支援事業」